

小平アクティブプラン21（第四次小平市男女共同参画推進計画）【素案】に対する市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果

男女共同参画推進審議会
資料1
令和4年1月24日

1 実施の概要

期 間	令和3年11月20日～12月19日	
提出者数	14人、1団体	
	市内在住 14人、市内で活動する法人または団体 1団体	
	男性 1人、女性 8人（任意）、未回答 5人	
提出の方法	持参	0人
	ファックス	0人
	市ホームページ	12人
	メール	2人、1団体

2 意見の内訳

項 目	件数（件）	市の対応（件）			
		反映済み	反映する	反映しない	参考意見
素案全体について	8	4	1	0	3
基本目標Ⅰ 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性活躍の実現	13	7	1	0	5
基本目標Ⅱ さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らし	15	6	2	0	7
基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画と推進体制の整備・強化	26	6	3	0	17
その他	4	1	0	0	3
合 計	66	24	7	0	35

3 意見の対応

素案全体について

No	素案頁	事業No.等	ご意見等	検討結果	対応
1	全体		第4次アクティブプランを読ませていただきました。2か月前に小平市へ引っ越しました。子供と緑がいっぱいいて、目指している基本理念を実現できるようなところだと感じます。レポートの中にもっと自分らしく暮らせるよう大事な課題がいっぱいあり、とても関心深く読みました。市として様々なポイントを大事にしていることは大切だと思います。	第三次計画の推進状況を把握し、課題を洗い出し、第四次計画ではどの施策につながるのか、明記しました。（P.24～27） また、基本理念について目指すものが伝わるような表現といたしました。（P.30）	反映済み
2	全体		小平アクティブプラン21の説明を12日会場にてお聞きしました。理想論、建前、趣旨のみで具体的な内容が一つも無かった理由を教えてください。計画とは具体的な内容、期限があってこそ実現できます。期限も無く具体性がなければ絵に描いた餅同然かと、少々がっかりしました。	地域懇談会では、計画の概要、新たな施策の方向性、重点項目の説明に留まりました。素案では数値目標を掲げ、毎年、推進状況を把握していくこと（No.45）、また、アンケート調査などにより取組状況を把握すること（No.44）を明記いたしました。	反映済み
3	全体		数値目標の根拠も、注釈程度でいいので記載いただきたいです。	数値目標の根拠の掲載については次期の計画策定時の参考にさせていただきます。	参考意見

No	素案頁	事業No.等	ご意見等	検討結果	対応
4	全体		新型コロナの負の影響が女性に大きいことやヤングケアラー問題は、男女分業体制や男女の賃金格差が影響しています。小平市において、男女共同参画社会を目指すことは最も力を入れるべき事業です。市民の意識の変容を期待するのではなく、市が先頭立って事業に取り組むべきです。	男女共同参画社会を目指すために、計画に基づきながら講座や広報誌などで啓発を継続してまいります。(No.45)	反映済み
5	P.19		p19等の基準就労状況、やはりR2年度基準は適切でないかと。コロナの影響等の注釈だけでも入れてほしいです。	市民意識調査は令和2年9月7日から9月28日に実施し、コロナ禍による雇用制限も実情として考慮する必要があることから、注釈で補足いたします。	反映する
6	P.22		22ページのハラスメントのグラフでは「自分は受けたことがないし、周囲にも被害者はいない」という回答が50%近くいる。これが小平の現状であり、課題だと思うが、東京都の数値もあるとより明らかになる。不十分ではないか？	東京都の同様な数値が見当たらないため、今回の調査に向けて検討させていただきます。	参考意見
7	P.27		施策の方向性、「さまざまな」視点、「さまざまな」方向、の部分、もう少し具体的に出来ないのでしょうか。	第四次計画における施策の方向性では今後の取組に広がりを持たせるための表現としておりますが、各事業実施により具体的に進めてまいります。	参考意見
8	P.31		3IP：基本目標Ⅲ→推進体制の整備・強化については、男女共同参画センターに専門職員を配置して、体制の整備・強化をすべきですが、男女共同参画センターの記載がありません。記載してください。	男女共同参画の推進体制の整備・強化では、条例や計画に基づいて事業を推進してまいります。具体的な事業については第4章施策の内容をもとに実施し、男女共同参画センターの今後の管理・運営方法について検討をすすめます。(No.50)	反映済み

基本目標Ⅰ 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

No	素案頁	事業No.等	ご意見等	検討結果	対応
9	P.38	No.5	担当課に、なぜ市民協働・男女参画推進課がないのかわかりません。男女共同参画センターを管轄する部門なら、記載をお願いします	地域の子ども・子育て支援の推進では子どもや子育て世代に直接提供される支援をあげております。市民協働・男女参画推進課においても、ワーク・ライフ・バランスにつながるよう子育て支援に関する講座など実施していることから、事業No.6に市民協働・男女参画推進課を担当課として追記いたします。	反映する
10	P.39	No.7	女性の相談員については非正規ではなく 専門の知識を持った正規雇用の人を置く。DV被害者や児童虐待被害者の保護ができる施設を用意する。新しくなる男女共同参画センターには相談できるスペースと職員を配置する。	女性相談は業務委託にて、専門的な知識を持った相談員に依頼し、必要に応じて関係機関へ連携しています。今後も相談業務については女性相談室で実施し、引き続き相談者の安全に配慮しながら、安心して相談できる体制の整備に努めます。	参考意見

No	素案頁	事業No.等	ご意見等	検討結果	対応
11	P.39	No.9	内容を追加する。「高齢者や（だけでなく）障がい者など ケアを必要とする人をケアしている人の相談窓口として」 意見 特にヤングケアラーを包括支援センターや他の機関（学校など）を利用して発見し支援する事を急いでください。	高齢者を含む、ケアを必要とする人の相談につきましてはNo.24にあげ、安心してらせる環境の整備に努め、関係機関との連携を図り、困りごとを抱える人を支援してまいります。	反映済み
12	P.39	No.10,11,12	施策の方向性 ③くらしを豊かにする地域活動の推進 について 【意見】事業No.10,11,12すべてについて内容に男女共同参画推進の視点でどのような協働をしていくかを明記してください。 【理由】アクティブプラン21は男女共同参画の推進のための計画であり、そのために地域や市民団体と連携し何が出来るかを示すことが必要です。男女共同参画は市民活動団体内で完結するものではなく、地域社会をよりよくしていくためのものであることを市が示すことがこの計画に位置づけられている理由のはずなので。	施策の方向性③くらしを豊かにする地域活動の推進では、地域活動の場を提供し、参加機会を促進する事業をあげております。 地域との協働についての視点につきましては、No.12,38,39に記載しております。	反映済み
13	P.40	数値目標	市職員の非正規就労者の割合を現在と令和7年の数値目標を書く。数値は令和7年度の方が少なくなるようにする。	市職員のワーク・ライフ・バランスに関しては、特定事業主行動計画「HAPPYこいだいら」に掲げられた目標達成に向けて取組を進めます。	参考意見
14	P.40		【意見】子育てや介護などのライフサイクルで辞めてしまう職員を再雇用する制度を創設してください。 【理由】女性職員の管理職になる年齢層が少ないという説明が地域懇談会であったが、少ないことの背景を探り支援していくことが必要。男女共同参画社会基本法にもある積極的改善措置の考えを導入し、目標達成をするべき。	常勤職員については、地方公務員法に基づき、採用試験により採用を行っているため、募集要件に合えば、採用試験を受けることができます。 地域懇談会では、現在、女性の管理職になる年齢層が少ないと説明いたしましたが、その後に続く年齢層では子育てや介護などと仕事の両立できる環境が整い、係長職の女性割合は増加傾向にあります。	反映済み
15	P.41		施策の方向性 ①働く場における女性の就業継続・活躍の支援 について 【意見】「非正規雇用の女性への環境整備と支援」を事業として明記してください。 【理由】「第2章 小平市の現状と課題」において、非正規雇用の状況についての報告がありました。コロナ禍において、非正規雇用者が職を失ったり時間を減らされることで生活困窮に陥っていることは周知のとおりです。東京都でも非正規雇用を減らす事業を行っており連携してできることがあるので、社会課題への対応として実施する必要があります。	国や東京都などの支援制度を紹介したり、働きやすい職場環境の整備につながる啓発をすることで、非正規雇用者が安定的な働き方ができるよう事業者支援に努めます。	参考意見
16	P.43	No.18	男性の育児休暇取得や介護休暇取得についての促進をはかることについて、特に重点的に取り組むことを記載してください。	特定事業主行動計画に掲げられた数値目標を目指して、庁内で機会をみて啓発し、休暇取得の促進に努めます。	参考意見
17	P.43	No.18	事業「市職員のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組」について 【意見】男女共同参画促進についての研修は女性だけでなく、むしろ男性に積極的に行い男性職員の育児・介護参加をすすめてください。 【理由】市が事業者や市民のけん引役として、男女共同参画推進の重要性を職員が自覚し実践していくことで社会にモデルになるため。	男女共同参画促進についての研修は、性別にかかわらず毎年実施しており、在籍年数の各段階において、すべての職員が受講できる体制となっております。	反映済み

No	素案員	事業No.等	ご意見等	検討結果	対応
18	P.43	No.18	市役所におけるワークライフバランスの推進：男女共同参画推進の重要性を職員が自覚し全ての場面で実践していくためには、男女共同参画についての職員研修などはむしろ男性（管理職の方も）に積極的に行い男性職員の育児・介護をすすめる職場環境を整えてください。	男女共同参画促進についての研修は、性別にかかわらず毎年実施しており、在籍年数の各段階において、すべての職員が受講できる体制となっております。	反映済み
19	P.44	No.19	施策3 政策や方針を決定する場への男女共同参画について 【意見】女性管理職を増やす目標達成のために、ポジティブアクションを導入してください。	ポジティブアクションが女性の管理職を増やすための有効策であることは承知しておりますが、地方公務員法の規定により、導入が困難であるため、今後の課題として検討いたします。	参考意見
20	P.44	No.19	「管理職向け」だけでなく、一般男性職員への男女共同参画についての研修もいれてください。管理職になってからでは、女性活躍の推進がはかれないと思います。	男女共同参画促進についての研修は、性別にかかわらず毎年実施しており、在籍年数の各段階において、すべての職員が受講できる体制となっております。	反映済み
21	P.44	No.19	内容の追加 「女性の非正規職員を正規職員に登用する道を拓く。再雇用を非正規ではなく正規として登用する道を拓く」	常勤職員については、男女ともに、地方公務員法に基づき、採用試験により採用を行っているため、募集要件に合えば、採用試験を受けることができます。	反映済み

基本目標Ⅱ さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らし

No	素案員	事業No.等	ご意見等	検討結果	対応
22	P.46	数値目標	60-69歳の就業率、施策をまたいでの主な事業はどうか。また数値目標は低くないですか。	基本目標Ⅱ施策1施策の方向性②高齢者、障がい者、外国人等が安心してくらす環境の整備や、施策2施策の方向性①健康保持、健康づくりへの支援につながる数値目標です。 国の計画の65～69歳までの就業率目標値を本計画の数値目標としたことから、現状値も65～69歳の就業率（35.9%）といたします。	反映する
23	P.47	No.21	内容の追加 「一般の企業ではなかなか就職できない事情を抱えた女性には 市の仕事に就く仕組みを作る」	常勤職員については、男女ともに、地方公務員法に基づき、採用試験により採用を行っているため、募集要件に合えば、採用試験を受けることができます。	反映済み
24	P.48	No.25	内容の追加 「ジェンダー平等も同時に 人権教育として 平等を啓発していく」	ジェンダー平等につきましてはNo.42に啓発していくことを記載しております。	反映済み

No	素案頁	事業No.等	ご意見等	検討結果	対応
25	P.48	No.26	LGBTQ+のパートナーシップ制度についてなにも含まれていないか謎です。周りの市も導入しています。基本理念に「誰もが」と書いているがその方々は別でしょうか？どうか検討お願いします。 私は親が日本人とニュージーランド人です。妹は日本に住みたいが、こういう制度、認められていないから来ないようです。どうか検討よろしくお願いします。	多様な性への理解促進と尊重を目指し、性的少数者に寄り添った取組について、検討を進めてまいります。(No.25,26)	反映済み
26	P.52	No.33	DV防止、「女性への暴力」とあるが、女性に限らずにすべきではないでしょうか。	「女性への暴力」は、女性に限ることのないように「配偶者等からの暴力」といたします。事業内容のパープルリボン運動については国の表現にあわせませす。	反映する
27	P.52	No.34	内容の追加 「ワンストップで救済につなげるために 専門職の女性正規職員を配置する。」	女性相談は業務委託にて、専門的な知識を持った相談員に依頼し、必要に応じて関係機関へ連携しています。引き続き相談者の安全に配慮しながら、安心して相談できる体制の整備に努めます。	反映済み
28	P.52	No.33	内容の追加 「刑法改正の周知とともに 加害者にも被害者にもならないために 小中学校で授業でとり入れる。」	暴力に関して、被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、身近な人との付き合い方を考える機会として、若い世代へ向けた啓発事業を継続いたします。(No.36)	反映済み
29	P.52	No.36	施策の方向性② ハラスメントや性暴力への対策 について 【意見】啓発を市立中学校8校全校で実施することを明記してください。 【理由】ハラスメントやストーカー、DVは重大な人権侵害であり、早期に人権教育として理解しておく必要があるため。	暴力に関して、被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、身近な人との付き合い方を考える機会として、若い世代へ向けた啓発事業を継続いたします。市立中学校全校で実施することにつきましては、学校の行事との兼ね合いもあるため、今後の検討課題とさせていただきます。	参考意見
30	P.52	No.36	施策の方向性② ハラスメントや性暴力への対策 について 【意見】事業No.36 デートDVの啓発に、啓発講座を市立中学校8校全校で学年を決めて実施し(中学2年生か3年生)、啓発パンフレットを実施学年全員に配布することを明記してください。 【理由】ハラスメントやストーカー、DVは人権侵害であり、どんな理由があっても、男性かでも女性からでもあっても暴力は許されないことを人権教育として実施する必要があります。すべての子どもたちに学ぶ機会を保障するために全中学校での実施が必要です。	暴力に関して、被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、身近な人との付き合い方を考える機会として、若い世代へ向けた啓発事業を継続いたします。市立小・中学校全校で実施することにつきましては、学校の行事との兼ね合いもあるため、今後の検討課題とさせていただきます。	参考意見
31	P.52	No.36	内容の追加 「小学生から基本の性教育と被害防止策を教える」 (小学生がSNSなどで誘われ だまされて性被害にあうことを防ぐために)	暴力に関して、被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、身近な人との付き合い方を考えたり、SNS等で知り合った人と会うことや行動を共にすることは決して行ってはいけないことを指導したり、機会をとらえて小学生へ向けた啓発事業を実施しております。	反映済み

No	素案頁	事業No.等	ご意見等	検討結果	対応
32	P.53	No.37	DV被害者支援の専門相談員と児童虐待の専門員を昭和病院の中に常駐させる専門機関を作ってほしい。4人に一人がDV被害にあっており、DVを目撃すること事体が児童にとって深刻な虐待に（面前DV）なっていることを考えると、見えにくい弱者を下支えすることが自治体の使命だと思う。国がやらなければ自治体がやるしかないのでは？予算を取ることが、他の市民の了解を得られるかどうかであれば、得られないかもしれません。しかし、市は数年前のふるさと村の萱ぶきの屋根交換で、500万円も使っている。市民に聞いていませんよね。屋根交換も必要でしょう、でも困っている人を救うことのほうが、予算の使い方としてずっと優先されていいはずですよ。	DVに関する相談の初めの窓口は女性相談室となります。相談内容により、適切な関係機関へつなぎ、相談者の身の安全に配慮した支援を行ってまいります。	参考意見
33	P.53	No.37	事業「相談体制の充実」について 【意見】女性相談での傾聴を、必要に応じて庁内の各部署に適切につなげるワンストップ型相談体制を構築してください。 【理由】DVなどの被害者は疲弊しており、さまざまな窓口をまわり手続きするパワーが落ちているため、庁内が連携し何度も同じ話をしなくてもいい体制をつくるのがよい。	女性相談では相談内容により、適切な関係機関へつなぎ、相談者の身の安全に配慮した支援を行ってまいります。また、庁内連絡会議の開催などにより、関係機関との協力体制の強化に努めます。（No.34）	参考意見
34	P.53	No.37	③相談機能の周知と一層の充実 主な事業No.37 相談体制の充実についての意見 緊急性の高い事案にたいして同行支援の体制を検討してほしい。 ワンストップ的な相談者への対応の仕組みを作ってほしい。そのような相談として地域に周知できれば、DV被害当事者などが、相談にふみきるハードルを下げることもつながると思われる。	女性相談では相談内容により、適切な関係機関へつなぎ、相談者の身の安全に配慮した支援を行ってまいります。また、庁内連絡会議の開催などにより、関係機関との協力体制の強化に努めます。（No.34）	参考意見
35	P.53	No.37	DVに悩んでいる人は、外から見えずらいと思いますし、声を上げにくい人でもあります。声なき声を聴けるような、施策をお願いします。困っている人の声を聴き、手を差し伸べる小平市であってほしいと思います。	女性相談について、講座やパネル展示、メールマガジンやLINEでの発信など、あらゆる機会をとらえ、身近な相談先として周知してまいります。	参考意見
36	P.53	No.37	内容の追加 「『ひらく』男女共同参画センターに女性相談ができる女性の職員を置く。新しいセンターに転居した場合はプライバシーを守る相談スペースを作る。」	女性相談は業務委託にて、専門的な知識を持った相談員に依頼し、必要に応じて関係機関へ連携しています。引き続き相談者の安全に配慮しながら、安心して相談できる体制の整備につとめます。	参考意見

基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

No	素案頁	事業No.等	ご意見等	検討結果	対応
37	P.55	No.39	内容の追加 「新しくできる男女共同参画センターは 「ひらく」の利用登録団体が会議や懇談のためのスペースを優先貸出する」	新公共施設移転の際には、公民館、あすびあ、ひらくの利用登録団体が優先的に利用できるスペースを設置する予定です。	参考意見

No	素案頁	事業No.等	ご意見等	検討結果	対応
38	P.55		<p>中学教育について。男女平等という意識が弱いと感じます。管理職は男性で、いまだに制服にはスラックスもなく、昭和の制服といった感じです。また肌着は白と決まっています。今すぐに変えられることとして制服かとおもいます。小学生までは寒さ対策、痴漢対策、動きやすさからパンツスタイルが多いと思います。雲梯や鉄棒はスカートではできません。中学ではなぜかスカートしか選べません。子どもは中学校で、スカートでの体育座りを指摘され、女の子らしくしろと怒られたこともあります。日本の多くの会社でも、女性事務員のみであった制服は20年前になくなり、それにより女性としてではなく、ひとりの人間として認められて意見が言えるような自由さを感じました。たかが制服かもしれませんが、見た目で男女をわけてしまう、生徒として大人しくしているといった気持ちの面でも変えてしまうこともあるかと思っています。娘が中学入学式のあと、昨日まで普通に話していた男の子と話していると、周りからよく男子と普通に話せるねと言われたのはなぜなのかと考えました。みんなの着ているものが、昨日までと変わっていなければそんなことが起きたでしょうか。</p> <p>提案として、一度制服なしの月を作り、実証実験してほしいです。なんでもやってみないとわからないことが多いと思います。やってみてやはり制服はいいとなれば、それでいいのではないのでしょうか。子どもたちにアンケートをしてもらいたいです。</p> <p>同時に面談や式など大事な場面ではそれ相応のシャツを着るなどの社会人になる前の練習として、服装選びの大切さを学ぶチャンスかとも思います。その時肌着はシャツから透けないものがないなどと学べばよいです。</p> <p>制服の件はまずは小さな一歩として、教育改革してもらいたいと思っています。</p>	<p>市内小・中学校では、児童・生徒の人権尊重の観点から男女が互いの違いを認めつつ、男女両性の本質的平等の理念に基づき、男女平等教育を教育活動全体を通して推進しております。具体的には、児童・生徒の呼び方を「さん」と統一すること、出席簿等の名簿を男女混合で作成すること、中学校の保健体育科の授業においては、学習指導要領に則り、男女共習を進めております。また、中学校の女子生徒の制服につきましては、市内の全ての中学校において、スラックス又はスカートを選択できるようにしております。</p> <p>御提案いただきました制服なしの実証実験及び生徒へのアンケートにつきましては、現時点では実施する予定はございませんが、生徒の思いを大切にすることが重要であることから、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	参考意見
39	P.55		<p>教育委員会や市内大学等と協力し講座などを通して、若年層への意識啓発を進めてほしいと思います。</p>	<p>暴力に関して、被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、身近な人との付き合い方を考える機会として、若い世代へ向けた啓発事業を継続いたします。(No.36)</p>	反映済み
40	P.55	No.36	<p>あらゆる暴力の根絶のための施策：ハラスメントや性暴力への対策として、教育委員会とともに市内全学校（小・中・高校、特別支援）で啓発を行うようすすめてください。そのためには学校教育現場における男女共同参画の意識を高める必要がある。</p>	<p>暴力に関して、被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、身近な人との付き合い方を考える機会として、若い世代へ向けた啓発事業を継続いたします。市立中学校全校で実施することにつきましては、学校の行事との兼ね合いもあるため、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	参考意見
41	P.56	No.43	<p>内容の追加 「特に近年発達したSNSなどによる人権侵害や性被害を防止するために犯罪であることを一層周知させていく。」</p>	<p>人権侵害や暴力に関して、被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、身近な人との付き合い方を考える機会として、若い世代へ向けた啓発事業を継続いたします。(No.36)</p> <p>また、SNSやメールマガジンを利用した情報発信にととめます。</p>	反映済み
42	P.57	数値目標	<p>避難所準備委員会の女性割合の把握せずに、数値目標を立てるのは適切でないと思います。(既に達成している可能性もあります)。また委員会メンバーが決まっていない地域がほとんどというも聞いていますので、こちら現状調査は必須だと考えます。</p>	<p>防災分野への女性参加の割合を見るための指標として、国の第5次男女共同参画推進計画の防災会議の委員の女性割合を参考として数値目標としました。防災に関する会議にまずは参加することでさまざまな意見が取り入れられる土壌づくりを目指します。</p>	参考意見

No	素案頁	事業No.等	ご意見等	検討結果	対応
43	P.58	No.44	<p>事業「性別の違いによる現状把握のための取組」について</p> <p>【意見】データによる見える化を図れるようジェンダー統計の考え方を庁内に根付かせてください。</p> <p>【理由】LGBTQ配慮のため不要な性別記載はなくすべきだが、男女共同参画推進のために必要なジェンダー統計の必要性は当事者団体も認めており、庁内や市民・事業者への正しい理解を深めるため。</p>	<p>性別のちがいによる現状把握により、男女共同参画の分野だけでなく、課題があげられるような子育て、福祉、健康、教育などの分野において、各調査実施の際、把握に努めるよう推進してまいります。</p>	反映済み
44	P.58	No.44	<p>事業「性別の違いによる現状把握のための取組」について</p> <p>【意見】ジェンダー統計の考え方を庁内に根付かせてください。</p> <p>【理由】施策拡充のためにはデータによる見える化が必要です。LGBTQ配慮のため不要な性別記載はなくすべきですが、男女共同参画推進のために必要なジェンダー統計の必要性は当事者団体も認めています。今後データ活用がしやすくなるシステム共通化を国も進めており、庁内や市民・事業者への正しい理解を深め市民の福祉の向上のためにデータ活用してほしいので。</p>	<p>性別のちがいによる現状把握により、男女共同参画の分野だけでなく、課題があげられるような子育て、福祉、健康、教育などの分野において、各調査実施の際、把握に努めるよう推進してまいります。</p>	反映済み
45	P.57, 58	No.45	<p>施策2 男女共同参画の推進体制の整備・強化について</p> <p>【意見】条例の周知に加え、アクティブプラン21の周知を高める目標値を定めてください。</p> <p>【理由】理念を示す条例も重要だが、具体策は推進計画であるアクティブプラン21に示されており、市民が実践していくためにも知ることが大事であるから。</p>	<p>男女共同参画の推進体制の整備・強化では、小平アクティブプラン21の推進により、男女共同参画社会が実現されていると思う市民の割合を数値目標といたしました。小平アクティブプラン21の認知度を目標値とすることにつきましては、今後の検討課題といたします。</p>	参考意見
46	P.58	No.45	<p>「小平市男女共同参画推進条例、小平市男女共同参画推進」についての意見です。</p> <p>条例があることはゴールではなく、市民にわかりやすい標語のような「都市宣言」が必要と考えます。パブリックコメントの求め方や懇談会での説明も、「本気で男女平等を推進する気があるのだろうか」「アリバイ作りのためだけなのか」と思われるふしがあります。担当課の熱意ある対応を希望します。</p>	<p>小平市では小平市男女共同参画推進条例に掲げる7つの理念をもとに、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策の推進に努めております。また、本計画では市の考えを伝えるため、基本理念を設定いたしました。引き続き条例、計画に基づき、意識啓発に努め、第四次計画策定を機に男女共同参画都市を宣言いたします。</p>	反映する
47	P.58	No.45	<p>条例の認知度の低さに驚きます。これは第三次までの計画の失敗だと言えるのではないのでしょうか。例えば、男女共同参画都市として宣言することは周知を促進することとなり、またこれから転入する人へのアピールになるように思います。</p>	<p>小平市では小平市男女共同参画推進条例に掲げる7つの理念をもとに、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策の推進に努めております。また、本計画では市の考えを伝えるため、基本理念を設定いたしました。引き続き条例、計画に基づき、意識啓発に努め、第四次計画策定を機に男女共同参画都市を宣言いたします。</p>	反映する
48	P.58	No.45	<p>全担当部・課が実施する事業実施のチェック項目にジェンダーの視点をいれ、年度ごとに確認、見直しをしていってください。</p>	<p>男女共同参画に関する取組の推進状況を把握するため、毎年、担当課へ事業評価を依頼し、確認してまいります。</p> <p>また、職員研修や庁内グループウェアを利用した職員向けニュースレターなどを発行したり、男女共同参画に関する話題を発信したり、職員の意識の向上に努めます。</p>	反映済み

No	素案頁	事業No.等	ご意見等	検討結果	対応
49	P.58	No.46	内容の追加 「災害時に増えるDVや性犯罪はさせない・見逃さないことを徹底させる。」 意見。〈避難所では女性や子どもは人による加害からの安全確保が難しくなります。天災の後に人災がないようにマニュアル作りの真っ先に方策を講じる事が重要です。〉	避難所運営への女性の参画を推進し、さまざまな視点を反映した避難所管理運営マニュアル作成のため、支援してまいります。	参考意見
50	P.59	No.49	No.49 事業「男女共同参画推進本部、男女共同参画推進委員会の運営と部・課を超えた連携の強化」について 【意見】アクティブプラン21に記載されている事業以外にも、各担当部・課が実施する事業を男女共同参画の視点でチェックすることを意識してください。 【理由】たとえば公園や公共施設を造る際に男性トイレにベビーベッド・チェアを付けるか、などあらゆる事業をジェンダーの視点で考えるジェンダー主流化が誰もが暮らしやすい地域社会づくりになるので。	男女共同参画推進本部、男女共同参画推進委員会で の情報共有だけではなく、職員研修や社内グループウェアを利用した職員向けニュースレターなどを発行したり、男女共同参画に関する話題を発信したり、職員の意識の向上に努めます。	反映済み
51	P.57 ・ 59	No.50	57Pをみると、「災害などの非常時においてもさまざまな視点から対応することができるように、男女共同参画センターを拠点とした積極的な情報発信と施策を推進し」とありますが、専門職員がいないのに、どのような情報発信と施策を推進するのか、わかりません。まずは、専門職員の配置をしてください。登録団体まかせの推進事業だけでは、意識の向上は図れません。	男女共同参画センターは男女共同参画の考え方を広く周知し、生活に定着させるための拠点施設として、講座の開催情報や、広報誌などの配架、パネル展示などを通じた情報発信に努めます。 また、他自治体の男女共同参画センターとも連携し、非常時の対応について検討いたします。	参考意見
52	P.59	No.50	主な事業の50「男女共同参画センター機能の推進」に、「男女共同参画センター“ひらく”の管理運営方法の検討と啓発事業による周知」とありますが、だとすれば、やはり新しく開設される「ひらく」は、人々が集いやすい形で、きちんとした部屋の確保が必要であると思います。「ひらく」の部屋の確保を求めます。	男女共同参画センターは男女共同参画の考え方を広く周知し、生活に定着させるための拠点施設として、講座の開催情報や、広報誌などの配架、パネル展示などを通じた情報発信に努めます。 市民活動が身近なものと感じられるよう工夫してまいります。	参考意見
53	P.59	No.50	女性センターの移転問題では、スペースが減らされるといった話を聞いた。時代に逆行していませんか？個別相談の部屋や、危険が迫った時に逃げる別な入り口がある相談室などある西東京市とはずいぶんと違っていると感じました。	男女共同参画センターは男女共同参画の考え方を広く周知し、生活に定着させるための拠点施設として、講座の開催情報や、広報誌などの配架、パネル展示などを通じた情報発信に努めます。 相談業務につきましては、女性相談にて実施してまいります。	参考意見

No	素案頁	事業No.等	ご意見等	検討結果	対応
54	P.59	No.50	<p>No.50 事業「男女共同参画センター機能の推進」について</p> <p>【意見】新しくつくる男女共同参画センターには専用のスペースを設け、資料の開架や啓発物の掲示を常設し、センターとしての機能を発揮できるようにしてください。</p> <p>【理由】市民の意識啓発は見えるものによるものでしか効果を発揮できないので。</p>	<p>男女共同参画センターは男女共同参画の考え方を広く周知し、生活に定着させるための拠点施設として、講座の開催情報や、広報誌などの配架、パネル展示などを通じた情報発信に努めます。</p>	参考意見
55	P.59	No.50	<p>27ページ施策の方向性に「参画センターを拠点として・・・」の記述がある。これは、括弧書きで第4次計画Ⅲ-2-③につながる。ここでは「拠点とした積極的な情報発信と施策を推進し・・・」とある。センターには専任職員がいないのに、どちらの場合も「拠点」と言えるのか？条例にも「拠点」の文字はない。何をもち「拠点」と位置づけるのか？これでは施策の方向性が見えなくなる。</p> <p>59ページNo.50 参画センターの災害時の役割を検討することが参画センターの機能の推進になるのか？これまであった機能に追加されるということか？このページで初めて「機能」という言葉が出てくる。素案のどこかで参画センターの機能についての説明が必要ではないか？</p>	<p>男女共同参画センターは男女共同参画の考え方を広く周知し、生活に定着させるための拠点施設として、講座の開催情報や、広報誌などの配架、パネル展示などを通じた情報発信など、小平市男女共同参画センター条例第2条をもとに事業を実施しています。</p> <p>今後の管理・運営方法についても検討を進め、市民活動が身近なものと感じられるよう工夫してまいります。</p> <p>加えて、災害時の役割についても検討を進めるための表現へと修正いたします。</p>	反映する
56	P.59	No.50	<p>「男女共同参画センター機能の推進」について</p> <p>【意見】新しくつくる男女共同参画センターには専用のスペースを設け、資料の開架や啓発物の掲示を常設して、市民にわかりやすいセンターにしてください。</p> <p>【理由】センターとしての機能を発揮できる施設にするべき。市民の意識啓発は見えるものによるものでしか効果を発揮できないので。</p>	<p>男女共同参画センターは男女共同参画の考え方を広く周知し、生活に定着させるための拠点施設として、講座の開催情報や、広報誌などの配架、パネル展示などを通じた情報発信に努めます。</p> <p>今後の管理・運営方法についても検討を進め、市民活動が身近なものと感じられるよう工夫してまいります。</p>	参考意見
57	P.59	No.50	<p>事業としては「男女共同参画センターの機能の推進」ですが、内容は、周知と災害時の役割の検討だけで、機能の推進になっていません。周知は現在もやっています。一番の機能の推進は、やはり、専門職員の配置です。男女共同参画センターの基本的役割を勘違いしている記載でびっくりしました。まずは、男女共同参画センターの位置づけを明確にした上で、どのような機能を推進すべきか、基本的な部分に立ち返って、記載内容を検討してください。</p>	<p>男女共同参画センターは男女共同参画の考え方を広く周知し、生活に定着させるための拠点施設として、講座の開催情報や、広報誌などの配架、パネル展示などを通じた情報発信に努めます。</p> <p>今後の管理・運営方法についても検討を進めます。また、市民活動が身近なものと感じられるよう工夫してまいります。</p> <p>災害時の役割につきましても今後の計画推進の中で検討してまいります。</p>	参考意見

No	素案頁	事業No.等	ご意見等	検討結果	対応
58	P.59	No.50	<p>「男女共同参画センター機能の推進」についての意見です。</p> <p>「男女共同参画センター“ひらく”の管理・運営方法の検討」とありますが、市民協働と言いながら市民団体の声に全く耳を貸さない現状は問題です。”ひらく”の存在意義をいま一度はっきりとさせるべきでしょう。</p> <p>社会的弱者である女性が安心して過ごせ、自分の抱える問題に向き合うことができ、心を開いて話をじっくり聞いてもらえる場所であるべきだと思います。</p> <p>そのためにも、交流スペースに置くのはふさわしくありません。</p> <p>また、現在の利用者数が少ないからと言って、規模を縮小したり、専門知識のない管理者を置くのは、コロナ禍の時代に逆行してしまいます。危機感を持った対応を希望します。</p>	<p>男女共同参画センターは男女共同参画の考え方を広く周知し、生活に定着させるための拠点施設として、講座の開催情報や、広報誌などの配架、パネル展示などを通じた情報発信に努め、新公共施設への移転を機に関心の低い方にも理解が深まる情報提供の仕方を検討します。</p> <p>今後の管理・運営方法についても検討を進めます。</p> <p>また、市民活動が身近なものと感じられるよう工夫いたします。</p> <p>相談業務につきましては、女性相談にて実施し、適切な案内に努めてまいります。</p>	参考意見
59	P.59	No.50	<p>コロナ禍で顕著になったのはDVや虐待です。数字を見ても女性相談ではカバーできていないことがわかります。また男女共同参画センター“ひらく”の重要性が理解されていないように思います。「書籍やパンフレットなどでの意識啓発」や「災害時の役割」などの記述には違和感を覚えます。今後、公共施設マネジメントの見地からセンター“ひらく”はなくなるとのことですが、行き場のない女性たちのわずかな居場所を奪わないでほしいと思います。</p>	<p>男女共同参画センターは男女共同参画の考え方を広く周知し、生活に定着させるための拠点施設として、講座の開催情報や、広報誌などの配架、パネル展示などを通じた情報発信に努め、新公共施設への移転を機に関心の低い方にも理解が深まる情報提供の仕方を検討します。</p> <p>今後の管理・運営方法についても検討を進めます。</p> <p>また、市民活動が身近なものと感じられるよう工夫いたします。</p> <p>相談業務につきましては、女性相談にて実施し、適切な案内に努めてまいります。</p>	参考意見
60	P.59	No.50	<p>ひらくにセンター長の配置を、新施設に移転する前、できるだけ早く実現してください。</p>	<p>ひらくの管理運営につきましては、新公共施設の管理運営とあわせて、今後検討してまいります。</p>	参考意見
61	P.59	No.50	<p>内容の追加</p> <p>「新しくできる男女共同参画センターにはDV被害者や困難を抱えた女性の救済や支援をワンストップで行える窓口と専門知識のある係員（女性正規職員）を置き対応できるようにする。また相談時にプライバシーを守るスペースを用意する。」</p> <p>また 新しい男女共同参画センターには 今まで使えた「ひらく」の利用登録団体が会議や懇談に使えるスペースを公民館利用規定と同じにせず 優先させるようにしてください。</p>	<p>DVに関する相談の初めの窓口は女性相談室となります。相談内容により、適切な関係機関へつなぎ、相談者の身の安全に配慮した支援を行ってまいります。</p> <p>新公共施設移転の際には、公民館、あすびあ、ひらくの利用登録団体が優先的に利用できるスペースを設置する予定です。</p>	参考意見

No	素案頁	事業No.等	ご意見等	検討結果	対応
62	P.59	No.50	男女共同参画センターには、新たに専用スペースを設け安心して相談できる場をつくってください。	女性のあらゆる相談を女性相談室で実施しております。相談内容により、適切な関係機関へつなぎ、相談者の身の安全に配慮した支援を行っており、男女共同参画センターにおいても周知してまいります。 新公共施設移転の際には、公民館、あすぴあ、ひらくの利用登録団体が優先的に利用できるスペースを設置する予定です。	参考意見

その他

No	素案頁	事業No.等	ご意見等	検討結果	対応
63	全体		会場でペーパーの資料がほしいという方の希望に対し、HPを見てくださいというお答えでした。スマホ、PC、プリンターを持てる人しか印刷できないとしたら、差別ではないかと思う。アクティブプランでは、「誰もが・・・」というフレーズが多用されていましたが、資料を手にするところから差別されてしかも「HPを見てください！」と言い切ってしまう姿勢はインターネットを駆使できるものしか相手にしませんよという姿勢に受け取れる。そういうつもりはなくても結果的にそう受け取られても仕方がないのでは？まだ、あと一回あるので改善してほしい。また、このHPに辿り着くまで大変でした。トップ画面に出すなり目立つ掲載の仕方を考えて欲しかった。	地域懇談会では、計画素案から引用した説明用のスライドを用いて計画素案の説明をいたしました。初めの2回は計画素案公表前であったことから、資料の提供は控えさせていただきました。また、3回目には施策の体系図をお配りいたしました。 計画素案冊子は、誰でも見られるように、市役所、東部・西部市民センター、男女共同参画センターにおいて設置いたしました。その他の設置場所や閲覧方法については今後の検討とさせていただきます。	反映済み
64	全体		紙の素案を置く場所が非常に少なく、ホームページで読むにはページ数が多くて目がチカチカして難儀なことだった。改善を求む。	計画素案冊子は、誰でも見られるように、市役所、東部・西部市民センター、男女共同参画センターに設置いたしました。その他の設置場所や閲覧方法については今後の検討とさせていただきます。	参考意見
65	全体		素案を閲覧できる場所が少なかった。HPでは全ページを読むのは難しいです。地域懇談会も講演会と抱き合わせて、丁寧な説明とは言えず、パブコメのお知らせをしても直結しない状況だったと思います。この分野は、ただでさえ関心が薄いので、周知方法にもっと工夫や努力が必要だったと思う。	計画素案冊子は、誰でも見られるように、市役所、東部・西部市民センター、男女共同参画センターに設置いたしました。 その他の設置場所やパブコメの周知方法については今後の検討とさせていただきます。	参考意見
66	全体		素案が公開された時点で、ひらく登録団体へのヒヤリングを行うべきです。また素案が閲覧できる場所を限られていて、ホームページで素案を閲覧するのは非常に難しかったです。公民館や図書館、市民体育館など市民がより近くで閲覧できるような配慮が必要だったのではないのでしょうか。	3回の地域懇談会にて、素案の説明をさせていただきました。 計画素案冊子は、誰でも見られるように、市役所、東部・西部市民センター、男女共同参画センターに設置いたしました。その他の設置場所や閲覧方法については今後の検討とさせていただきます。	参考意見